農地問題の現局面と今後の焦点

――耕作放棄問題の枠組みとその対策――

安藤光義
＜東京大学大学院農学生命科学研究科　准教授＞

〔要　　旨〕

1　農地面積総量確保を政策目標とした場合，日本農業が直面している最大の問題は耕作放棄地問題なのであり，この問題は今後とも増加する不在地主によってより複雑な状況を呈してくることが予想される。

2　農地に対する需要をいかにして喚起するか。耕作放棄地対策はこの一言に収斂される。その場合，①農地に対する潜在的な需要があるにもかかわらず，それが何らかの要因によって顕在化することが妨げられているケースと，②農地に対する需要が全くないケースとに分けて考える必要がある。ケース①の典型が不在地主問題である。

3　全国農業会議所による「不在村農地所有者の管理実態に関する調査」によると不在地主が様々な問題を引き起こしていることが明らかになっている。利用権設定の阻害，集落協定締結に対する悪影響，土地改良事業の合意形成の阻害，公共用地買収への悪影響などがそれである。確かに最近の農地制度改正によって相当程度の対策を講じることができるようになったが，相続未登記農地の取り扱いは解決不能な難問のまま残されており，現行の制度の枠内では手の施しようがない状況にある。

4　一般企業の農業参入のハードルを低くすることでその新規参入を増加させ，農業構造改革を促進するとともに耕作放棄地の解消も図ろうというのが特定法人貸付事業であり，ケース①に対応する対策である。しかし，参入企業は野菜が中心で，その面積も小さく，「農地の担い手」と呼ぶには程遠く，現時点では耕作放棄地解消の切り札として企業参入に過度な期待をかけることはできない。

　食品関係産業の農業参入を促進していくことは有益だが，「荒れていない広い農地」をなかなか確保できないという問題を抱えている。ただし，この問題は一般の農家についても共通する問題であり，企業が特別に差別を受けているというわけではない。現行の制度が参入障壁となっていないとは決していわないが，仮にそれを取り払っても，企業の農地取得は進むかもしれないが，企業の農業参入の結果に大差はないように思う。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　耕作放棄地問題の枠組み
——不在地主問題との関連——
(1)　耕作放棄地問題の「解」
——農地に対する需要をいかにして
喚起するか——
(2)　不在地主問題とその対策
——取引費用低減のための農地利用調整——
2　不在地主の存在が引き起こす問題の実態
(1)　利用権設定を阻害する不在地主
——手に負えない相続未登記農地——
(2)　不在地主と中山間地域等直接支払制度
(3)　その他の問題
3　企業参入の限界と可能性
(1)　企業の農業参入の状況
(2)　企業の農業参入を阻む要因

はじめに

2003年度の食料・農業・農村白書でも指摘されているが，近年は人為かい廃面積を耕作放棄地面積が上回る状況が続いている。農地面積総量確保を政策目標とした場合，主たる課題はゾーニングの徹底による農外転用圧力の遮断ではなく，低迷している農地に対する需要をいかにして創り出すかという点に移っているとみるべきだろう。これは農家の耕作意欲をいかにして引き出すかという問題と言い換えてもよい。しかしながら現状は，農家の耕作意欲の低下が農業内的対抗力を弱め，結果として「実需」なき農地転用に引き寄せられてしまっている。(注1)こうした状況を踏まえれば，日本農業が直面している最大の問題は耕作放棄地問題ということになるのかもしれない。そして，この耕作放棄地問題は，今後とも増加する不在地主によってより複雑な状況を呈してくることが予想されるのである。

そこで本稿では，最初に不在地主問題との関連を念頭に置きながら耕作放棄地問題の枠組みを整理する。次に不在地主が農地利用に与える影響を全国農業会議所が行ったアンケート調査結果によりながら概観する。そのうえで最後に，耕作放棄地対策を射程に入れつつ，農地の担い手として最近注目を集めている農外企業の農業参入の可能性と限界について触れることにしたいと思う。

（注1）安藤光義「近年における農地転用の性格の変化」『農政調査時報』第553号（2005）。

1　耕作放棄地問題の枠組み
——不在地主問題との関連——

(1)　耕作放棄地問題の「解」
——農地に対する需要をいかにして喚起するか——

耕作放棄地とは言ってしまえば，農地の需要に対し供給が過多状態の結果生じた供給の余剰である。この需給のアンバランス

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

を解消するには，①農地の需要を増やすか，②農地の供給を減らすしかない。②は耕作放棄地を，耕作すべき農地としての政策的な囲い込みから外すことであり，農業振興地域さらには農用地区域に囲い込まれている農地面積を減らすということを意味している。どうにもならない農地であればこうした措置もやむを得ないと思うが，国民への安定的な食料供給に必要な農地面積の確保という観点からすると，市場メカニズムのなすがままに耕境が後退・縮小していくのには歯止めをかけなくてはならない。そういう意味で選択肢②は，自然的地形的条件から耕作が難しいため耕作放棄地となっているような農地を農用地確保という政策対象から外す以外（ただし，そこから外した後も，周囲の農地に影響を与えないような措置を行うことは重要な政策である），現実問題としてなかなか採り得るものではないと考える。残されるのは選択肢①である。

これは担い手不足問題と言い換えることができる。農地の耕作希望者を増やすには農産物価格を上昇させるのが最も効果的だが，生産刺激的な価格政策はWTOで削減対象となっているため，価格政策を導入することには制約がある。それゆえ農産物の価格形成は基本的には市場メカニズムに委ねたうえで農地に対する需要をいかにして増やすかというのが，日本農政が直面する耕作放棄地問題なのである。しかし，これは非常に困難な課題である。ともあれ，耕作放棄地問題の枠組みをこのように規定したうえで，次にそれへの対策の方向性を考えることにしよう。

農地に対する需要をいかにして喚起するか。耕作放棄地対策はこの一言に収斂される。その場合，①農地に対する潜在的な需要があるにもかかわらず，それが何らかの要因によって顕在化することが妨げられているケースと，②農地に対する需要が全くないケースとに分けて考える必要がある。ここでいう需要とは所得を得る経済活動にとっての需要であり，多面的機能については考えない。本稿では農地を生産財として扱うことにする。

ケース①の典型が不在地主問題である。例えば，その農地を耕したいと思っている生産者がいるにもかかわらず，所有者が分からない，あるいは遠距離にいるためコンタクトのとりようがなく農地が荒れてしまうようなケースや，相続等で不在地主になったが，その農地を誰に預けたらよいか分からずに荒らしてしまっているようなケースをあげることができる。いずれも地主と耕作者との間の距離が離れていることから生じる取引費用の増加が耕作放棄地を発生させているケースである。この問題に対する対策のポイントは取引費用低減のための農地利用調整に集約できる。

ケース②は次のような場合を想定することができる。一枚一枚の圃場は小さくて「無料でいいから」と頼まれても耕す気になれないが，それが一枚に大きくまとまっていれば（機械による効率的な耕作が可能になれば）耕しても構わないと農業生産者が思うようなケース。現在は荒地になってい

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

て耕す気が起きない土地であるが，簡易な整備がされて復旧されれば耕したいと思うようなケース（これは潜在的な需要が顕在化するのを妨げている事例に入るかもしれない）。圃場整備等を契機に数十haの農地をまとめることで一気に担い手を創出してしまう（農地の需要者を創出してしまう）ケースなどである。いずれも，現在の圃場のままでは耕作者はみつからないが，現行の機械体系に見合うような整備を行い，農地を団地化集積することで農地に対する需要を喚起している点は共通している。

この問題に対するポイントは，圃場条件の整備と農地の集積・団地化である。なお，便宜上①と②とに分けて整理したが，両者をミックスした対策を採るのが効果的であり，実態も両方の対策を必要としているようなケースが多い。

⑵　不在地主問題とその対策

──取引費用低減のための農地利用調整──

耕作放棄地の発生の主な要因は高齢化や後継者不在といった「担い手不足」にあるため，耕作放棄地問題解決のための出口は「担い手育成」に求められるが，これは直接的には農業構造政策あるいは地域農業振興政策の範疇に属する問題であり，議論が煩雑になる可能性が高い。そこでここでは，農地を守るだけの担い手が存在していたとしても耕作放棄地が発生するような状況があるとすれば，その原因は何か，それを解決するためにはどのような法制度を整備する必要があるのかという点に限定して耕作放棄地問題を考えることにしたい。

このように課題を限定するのは，耕作放棄地問題は日本農業が置かれている状況の反映であり，農地制度の改正や新たな制度設計がそれに対するオールマイティとはならないという視点に筆者が立っているからである。つまり，筆者は出来る限り手を尽くすことの必要性を否定はしないが，今回の制度改正に多くを期待していないということである。

話を元に戻そう。上記のように担い手の存在を前提とした場合の耕作放棄地問題の枠組みを簡単に記せば，何らかの原因で既に存在する農地の利用主体に農用地が円滑に供給されないため発生するのが耕作放棄地であり，いかにして円滑に耕作放棄地をその利用主体に繋いで農用地として利用してもらうかが耕作放棄地解消のための鍵となる。

農地の所有と利用とが分離するなかで，その結合を図るための利用調整コスト（＝取引費用）が増加しており，それが農地の有効利用を妨げ，耕作放棄地を発生させていると言い換えることもできるだろう。耕作放棄地問題を取引費用の問題から考えるというのがここでの問題視角であり，その最大の問題が不在地主なのである。不在地主は農地の有効利用に対するインセンティヴは持ち得ないだろうし，彼らに対しては集落規制（農地を荒らすと周りに迷惑をかけるという心理的抵抗）も働かないため，不在地主が所有する農地は耕作放棄される傾向が強い。よしんば不在地主が農地を荒らす

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ことに対して心情的な抵抗感があって誰かに耕作してもらいたいと願っていたとしても，誰に耕作を頼めばよいのか，その伝手（って）すら探し出せないまま荒らさざるを得ないという状況が広まっているように思う。(注2)

（注２）都市近郊において相続で分割された農地の利用状況については，安藤光義「都市近郊における農地相続問題」『農業経済研究』第65巻第４号（1994）を参照されたい。また，不在地主の農地管理に対する意識については，杉中淳「不在村農地所有者の農地管理に関する意識について」『農村計画論文集』第７集（2005）が詳細な分析を行っており，参考になる。

２　不在地主の存在が引き起こす問題の実態

それでは具体的に不在地主が所有する農地がどのような問題を引き起こしているかをみることにしたい。ここで用いる資料は，筆者も参加して実施した全国農業会議所による「不在村農地所有者の管理実態に関する調査」である。(注3) 同調査は全国の1,844農業委員会を対象に実施したものであり，1,397の農業委員会から有効回答を得ている。

（注３）この調査結果の詳細は，全国農業会議所『平成18年度相続農地管理状態実態調査結果報告書』調査研究資料第342号（2007）に収録されているので，興味のある方はそちらを参照されたい。また，このほか日本農業土木研究所が全国規模で不在地主調査を行っており，その結果は，日本農業土木総合研究所『平成14年度農用地等有効利用促進調査検討報告書』（2002）に収録されている。

(1)　利用権設定を阻害する不在地主

――手に負えない相続未登記農地――

不在地主の存在が取引費用を高めている典型が利用権設定の阻害である。これまでに当該農地が不在村者の所有だったため利用権を設定できなかったという経験がある農業委員会は実に311にのぼる。この数字は，不在地主の存在は農地流動化を阻害するという事実を改めて確認させてくれる（第１表）。

第1表　不在地主の存在によってこれまで利用権設定ができなかった経験があるか

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
ある	311	22.3
ない	1,072	76.7
不明・無回答	14	1.0
計	1,397	100.0

利用権を設定することができなかった理由を詳しくたずねると，トップは「相続登記がされていないため，権利関係者の数が多くて同意を集められなかった」の168，次が「不在村農地所有者の住所等が不明で連絡をとることができなかった」の158となる。そもそも農地所有者の確定自体が困難になっており，「相続登記がされていない」ことがその最大の原因となっているのである。(注4) 資産価値のない農地にわざわざお金をかけて相続に伴う所有権移転のための登記を行う必要はないという事情がその背景にある。

なお，「連絡をとることができたが，不在村農地所有者の同意を得ることができなかった」とする回答も100あるが，これに対してはとりあえず「特定利用権」という政策装置が用意されており，現行の制度の枠組みのなかで全く対応できないというわ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　利用権を設定することができなかった原因（複数回答）

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
不在村農地所有者の住所等が不明で連絡をとることができなかった	158	50.8
相続登記がされていないため，権利関係者の数が多くて同意を集められなかった	168	54.0
連絡をとることができたが，不在村農地所有者の同意を得ることができなかった	100	32.2
その他	26	8.4
不明・無回答	2	0.6
計	311	100.0

第3表　地主の死亡に伴う不在地主化によって既存の利用権設定が継続できなくなったケース

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
1～2件程度	63	33.3
5件程度	65	34.4
10件程度	33	17.5
20件程度	25	13.2
不明・無回答	3	1.6
計	189	100.0

けではない。それはともかく，ただでさえ追跡が困難な不在地主問題を絶望的なまでに解決不能な状態に追い込んでいるのが相続未登記であり，これは農地制度の枠内だけではいかんともしがたい問題なのである。

また，過去10年間の間に，利用権が設定されていた農地が相続に伴う所有者の変更によって利用権設定が継続されなかったケースがあったとする農業委員会も189ある。回答によれば，その件数自体はそれほど多いものではないが，例えば「1～2件程度」を1件，「5件程度」を5件，「10件程度」を10件，「20件以上」を20件と仮定し，それに回答のあった農業委員会の数をそれぞれ乗じた数字を合計して総数を推計すると1,218件にのぼる。もっとも，相続を契機に既存の利用権を解約し，新たな農家に利用権を設定しなおしている可能性もあるのではっきりとはいえないが，不在地主の存在が安定的な農地賃貸借にとってマイナスに作用している面があるのは確かな事実なのである。

（注4） 相続やその後の遺産の分割による農地の権利移動については，「死亡という事実に基づいて被相続人から相続人（単独または共同）への権利移転が当然に生じる」ことから農地法の権利移動制限の対象とはならないとされており，農業委員会への届出や許可は不要とされている（加藤一郎『農業法』有斐閣（1985），141～142頁）。そのため農業委員会はこれを把握する術がなく，登記されていない場合はほぼ「お手上げ」状態になる。その後は登記簿にある人間の家系図を作成し，相続人の確定作業を行わなくてはならないが，それは極めて困難な作業である。土地改良事業のケースを例にこの種の作業がいかに困難であるかについてまとめたものとして，安藤光義「土地改良事業における不在地主対応の実際――上ノ国土地改良区の取り組み事例――」前掲（注3）全国農業会議所（2007）があるので参照していただければと思う。

(2)　不在地主と中山間地域等直接支払制度

不在地主の存在がもたらす取引費用の増加は，中山間地域等直接支払制度にとってもマイナスの影響を与えていることが予想される。例えば，集落協定を締結しようとした一団の農地のなかに不在地主の農地があった場合がそれである。今回の調査によれば85の農業委員会が「中山間地域等直接支払制度で集落協定を締結した際に，不在村者が所有する農地が対象地の中にあり，問題となった」と回答している。

その具体的な問題状況は，「不在村農地

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第4表　不在地主の存在が集落協定締結に際して引き起こした問題（複数回答）

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
不在村農地所有者の同意を得ることができず協定団地を縮小した（作れなかった）	62	72.9
小作料の折り合いがつかず協定団地を縮小した（作れなかった）	5	5.9
不在村農地所有者の行方が分からず協定団地を縮小した（作れなかった）	21	24.7
協定締結予定地に不在村農地所有者が多かったため共同による取り組みができなかった	6	7.1
その他	11	12.9
計	85	100.0

第5表　不在地主が土地改良事業の合意形成を阻害したケースがあったか

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
あった	96	6.9
なかった	1,249	89.4
不明・無回答	52	3.7
計	1,397	100.0

第6表　不在地主の公共用地買収の際に問題を引き起こしたケースがあったか

（単位　数，%）

	回答農委数	回答比率
あった	115	8.2
なかった	1,231	88.1
不明・無回答	51	3.7
計	1,397	100.0

所有者の同意を得ることができず協定団地を縮小した（作れなかった）」が最も多く62，次が「不在村農地所有者の行方が分からず協定団地を縮小した（作れなかった）」の21となっており，協定団地の設定に関わるものが大半を占めている。利用権設定だけでなく集落協定の締結に際しても不在地主の存在は取引費用を高め，政策の効果発現の阻害要因となっているのである。

(3)　その他の問題

不在地主が所有する農地は農業に対してはもちろん，それ以外にも問題を引き起こす可能性がある。調査結果によれば，土地改良事業の合意形成を阻害したとする農業委員会が96，公共用地買収に支障があったとする農業委員会が115あった。この数字は中山間地域等直接支払制度において問題があったとする数字よりも大きい。不在地主問題は農業に限らず広く土地利用一般について取引費用を増大させ，いったん何かがあれば問題となって噴出する可能性を高める方向に作用しているのである。

以上のような問題を解決するためにも，資産価値のない農地であっても登記が行われるような仕組み，不在地主からの同意取り付けというハードルを引き下げるような特例措置の創出が，それが立法上可能かどうかはひとまず措いたとしても，求められるのである。

一方の農地制度についてだが，こちらは最近行われた制度改正により，公示後の市町村による代執行というスキームも導入され，「尽くせる限りの手は尽くした」という状況にあると筆者は考える。「1」で整理した耕作放棄地問題の枠組みの①についての対応はクリアされており，問題のステージはそれを支えるだけの予算措置がされるかどうかに移っているのである。(注5) また，こうした不在地主の増加は耕作者主義の足元を少しずつ掘り崩しており，このことによってさらなる農地制度の改正が俎上にの

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ぼる可能性が高まっているが，筆者はまだその点について確たる考えは持ち合わせていない。

（注５）最近の制度改正により農業経営基盤強化促進法第27条に基づき，不在地主が所有する要活用農地が耕作放棄されている場合，公示をもって草刈などの代執行が可能となったが，「その実現可能性はない」と回答した農業委員会は1,397中1,116にのぼる。その理由としては「代執行にかかる費用負担ができない」が626（56.1%），「代執行したとしても不在村農地所有者から費用を徴収できない」が590（52.9%），「代執行する人手がいない」が482（43.2%）となっており，制度は整えられていてもその実効性を担保する予算的裏づけがないため実現は難しいというのが現状のようだ。詳しくは前掲（注３）全国農業会議所（2007）を参照されたい。

３　企業参入の限界と可能性

一般企業の農業参入のハードルを低くすることでその新規参入を増加させ，農業構造改革を促進するとともに耕作放棄地の解消も図ろうというのが特定法人貸付事業である。参入が認められているのは「担い手の不足などにより耕作放棄地が相当程度存在する地域」であることから，「１」で整理した耕作放棄地問題の枠組みの②，すなわち，農地の担い手が全くいない状況に対する対策として位置づけることができる。

⑴　企業の農業参入の状況

第７表にみるように，この事業によって2007年３月１日現在で206の一般企業が農業に参入している。組織形態別にみると最も多いのが株式会社の110で，前年からの増加率も37.5%となっており，急増している。業種別にみると「その他」が84で最も多く，建設業と食品関係がそれに続いている。「その他」の内訳は公表されていないため，どのような業界が農業参入に積極的なのかは正確なところは分からないが，公共事業縮小への対応という意味合いの強い建設業（注６），原材料確保のため農産物の直接生産に乗り出す食品関係産業というのが，これまでのところの一般企業の農業参入についての状況といってよい。

次にどのような作目での参入が多いのかをみたのが第８表である。表から分かるように，最も多いのが「野菜」の84で，以下「複合」の35，「米麦等」の38，「果樹」の

第７表　組織形態別・業種別にみた一般企業の農業参入状況

（単位　数）

		2006年	2007
組織形態別	株式会社	80	110
	特例有限会社	41	54
	ＮＰＯ等	35	42
業種等別	建設業	57	76
	食品関係	41	46
	その他	58	84
計		156	206

資料　農林水産省HP資料より作成
（注）　数字は各年3月1日時点。

第８表　作目別にみた一般企業の農業参入状況

（単位　数）

	2006年	2007
米麦等	30	38
野菜	65	84
果樹	24	30
畜産	6	6
花卉・花木	3	5
工芸作物	5	8
複合	23	35
計	156	206

資料，（注）とも第7表に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

30と続いている。新規参入を促進することの１つの狙いは「構造改革」の遅れている水田農業の構造再編にあるが，残念ながらこの分野での新規参入はそれほど活発とはいえないし，参入した企業の経営面積もそれほど大きなものではなく，「農地の担い手」と呼ぶには程遠い存在である。(注7) 現時点では耕作放棄地解消の切り札として企業参入に過度な期待をかけることはできないと筆者は考える。

（注６） 建設業の農業参入の実態については，米田雅子『建設帰農』中央公論新社（2004）が詳しい。

（注７） 前掲（注６）米田（2004）は数多くの事例を紹介しているが，そのうち明らかに水田経営を行っているのは「900枚の棚田を耕作」している「ジェイ・ウィングファーム」だけである。また，企業の農業進出事例について詳細な調査を行った田代も水稲作への企業進出の可能性は少ないとみている。田代洋一「農業生産法人形態での企業の農業進出」全国農地保有合理化協会『土地と農業』第36号（2006）を参照されたい。さらに，農林水産省のHPで紹介されている農業参入企業も経営面積規模は小さく，水稲作を手がけるものがあっても酒米という特殊な生産であり，「農地の担い手」と呼ぶことはできないように思う。

⑵　企業の農業参入を阻む要因

確かに「焼け石に水」かもしれないが，耕作放棄地が広がる現状では企業の農業参入という選択肢を放棄するわけにはいかない。筆者は決してこれに諸手を挙げて賛成する立場に立つ者ではないが，耕作放棄地の増加だけでなく国内農業の縮小に対して歯止めをかけるという点から，特に食品関係企業の参入には期待を抱いている。食品関係企業の参入は単に当該企業だけでなく，地域の農家を取り込んだ取り組みへと発展していく可能性を秘めているからである。

しかしながら，そうした「善玉」企業の参入を阻む問題がある。それはまとまった作業効率の高い農地を見つけるのが非常に難しいという点にある。ただし，この問題は一般の農家についても共通する問題であり，企業が特別に差別を受けているというわけではない点は十分認識しておく必要がある。だからこそ長年にわたって担い手への農地集積が，そして近年は農地の面的集積が政策課題として掲げられているのである。

話を戻して農業に参入した事例を紹介しよう。健康とおいしさにこだわり，天然の調味料と自然素材を生かした惣菜・弁当の製造販売を営む（株）知久は，惣菜の材料となる野菜を100％有機栽培にするべく，静岡県浜松市で1.4haの農地を借り入れたが，農地を借りるまでの苦労等について次のように話している（以下は，2007年６月８日に静岡県静岡市で開かれた「遊休農地解消シンポジウム」での知久利克氏の発言内容を筆者がとりまとめたものである）。

「農地を借りたいと思っていても荒れた農地しか出てこなかった。思うような農地はなかなか借りることができない。また，農業を始めても，いい農産物を収穫するまでには最低でも２年はかかる。当社は農産物をそのまま出荷するのではなく，素材として加工品とするので形は問題にならない。きゅうりは曲がっていても問題ない。生食用生産と比べるとはるかに歩留まりが

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

よく，それが経営的な強みとなるのでやっていける。現在，完全無農薬・無化学肥料栽培が３割，減農薬・減化学肥料栽培が７割だが，将来的には全てを無農薬・無化学肥料栽培にしていく。しかし，荒れている農地を借りると抜根などして再整備するのにお金がかかるし，雑草の種もたくさん残っている。そうなると完全無農薬・無化学肥料栽培は難しい。そうした農地を借りて思うような農産物が採れるようになるまで時間がかかる。いい農地があればそれを借りて自社生産を拡大したい。広くて荒れていない農地を求めている。ローカル・スーパーの勢いがなくなっているが，そこに地元産野菜を契約栽培で供給していくことも考えている。そのためにも荒れてしまってどうにもならなくなる前に農地を借りていきたい。」

上の話にあるように企業の農業参入は一朝一夕に進むものではないし，ましてや誰もが求める「広くて荒れていない農地」は簡単には出てこないのである。ただし，繰り返しになるが「思うような農地が手に入らない」という問題は企業参入特有の問題ではなく，一般の新規就農者はもちろん，地元に根を張った担い手農家ですら同じ問題に悩んできたことを忘れてはならない。つまり農地取得制限を緩和したところで（株）知久のような「善玉」企業が置かれている事態は一向に改善しないというのが農地制度の置かれている環境に対する筆者の認識である。

どうして耕作放棄された農地しか出てこないのか。これを農家の行動原理に即して解明し，それを踏まえた対策を講ずる必要がある。残念ながら筆者は明確な解答を持ち合わせていないが，恐らくこの問題は，例えば，耕作放棄一歩手前の農地を懸命に耕すお年寄りの肩をどのように叩くかという微妙な点に関わってくる領域に属するように思う。現行の制度が参入障壁となっていないとは決していわないが，仮にそれを取り払ったとしても，企業の農地取得は進むかもしれないが，農業参入の結果に大差はないというのが現状ではないだろうか。

（あんどう　みつよし）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。